

【令和2年第6回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和2年11月26日 総務委員長 河野 ゆかり

○「議案第207号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * コロナ禍で個人消費が落ち込んでいる社会状況において市職員の期末手当を減額することへの考え方について

本条例改正は人事委員会の勧告の趣旨に沿って行うものであり、公平公正な給与水準を定めることにより、市民の理解を得られるとともに、職員の人材確保にも資するものであると考えている。

- * 期末手当の減額により公務員と民間企業の給与が共に低下し続ける悪循環を招くことへの考え方について

公務員と民間企業は互いの給与水準の推移を注視しているという側面があるが、本市としては、市民の関心の高い職員の給与水準を適正なものとするためには、民間企業の給与水準の動向を適切に考慮することが必要である。人事委員会の勧告は、民間企業の給与水準の実態調査及び適切な比較に基づきなされているものであることから、本市職員の期末手当についても、勧告に基づいた改定とすることが適切であると考えている。

《意見》

- * コロナ禍によって厳しく落ち込んだ経済を立て直すためには個人消費の増大が必要であり、賃金の引下げを行うべきではないと考える。また、公務員の賃金の引下げが民間企業の賃金の引下げを招き、民間企業の賃金の引下げが更なる公務員の賃金の引下げを招くという悪循環が生じる懸念が拭えない。以上のことから、元来高額である特別職の期末手当については減額に反対するものではないが、一般職の職員の期末手当を減額すべきではないと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決